

○国立大学法人筑波大学経営協議会の議事等に関する規程

〔平成16年4月12日〕
経営協議会規程第1号

改正 平成18年経営協議会規程第1号

平成18年経営協議会規程第2号

平成26年経営協議会規程第1号

平成27年経営協議会規程第1号

国立大学法人筑波大学経営協議会の議事等に関する規程

(趣旨)

第1条 この経営協議会規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第18条第2項の規定に基づき、経営協議会の議事の手続き等について定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 経営協議会は、基本規則第16条各号に規定する事項を審議するため、必要に応じて、随時開催するものとする。

(開催通知)

第3条 国立大学法人筑波大学経営協議会規則（平成16年法人規則第2号。以下「経営協議会規則」という。）第6条に規定する通知は、会議開催日の1週間前までに、書面又は電磁的方法により行うものとする。

(監事の出席)

第4条 基本規則第6条第2項の規定に基づき、監事が経営協議会に出席しようとする場合には、あらかじめ議長に申し出るものとする。

(会議資料の提示)

第5条 経営協議会の議事は、当該会議の議案に応じ、必要な会議資料を委員に提示して行うものとする。

2 前項の資料は、書面の配付、電磁的方法その他適切な方法により行うことができる。

(投票による決定)

第6条 経営協議会の議事の決定は、必要があると認めるときは、議事を投票により行うことができる。

2 前項の投票は、無記名投票で行うものとする。

(資料の請求手続)

第7条 経営協議会規則第10条に規定する資料の提出請求は、必要とする資料名及びその理由を記載した書面により行うものとする。

(議案の提出)

第8条 経営協議会規則第11条に規定する議案の提出は、提出する議案及びその提出理由を記載した書面を議長に提出して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長解任の申出の発議に関する議案を提出するときは、委員の5分の1以上の連名で、その提出理由を記載した書面を議長に提出するものとする。

附 則

この経営協議会規程は、平成16年4月12日から施行する。

附 則 (平18.5.26 経営協議会規程1号)

この経営協議会規程は、平成18年5月26日から施行する。

附 則 (平18.12.11 経営協議会規程2号)

この経営協議会規程は、平成18年12月11日から施行する。

附 則 (平26.5.27 経営協議会規程1号)

この経営協議会規程は、平成26年5月27日から施行する。

附 則 (平27.6.25 経営協議会規程1号)

この経営協議会規程は、平成27年7月1日から施行する。